

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011  
『利益と害についてのケースブック』2

ケーススタディー 2-24：生殖医療

翻訳 八田太一

X1 と X2 は 1994 年に結婚した。2000 年、X2 は子宮頸がんの治療のために子宮摘出術と骨盤のリンパ節郭清を受けた。手術中、X2 の卵巣は、術後に予定されていた放射線治療による障害を回避するために、骨盤腔から摘出され保存されていた。

2003 年、X1 と X2 は、海外に住む女性 A の助けで代理母出産を準備しようと決心した。同年、X1 と X2 は A の国に渡り、C センターにて X2 の卵巣から得た卵子に X1 の精子を人工授精させた。このようにして得られた 2 つの受精卵は、数日のうちに A の子宮へ移植された。

その後、2003 年 11 月、同国の D センターにて A は双子を産んだ。

子どもたちが生まれるとすぐに X1 と X2 は育児を始めた。出産が行われた国の政府は、X1 を子どもたちの父親とし X2 を母親とする出生証明書を発行した（証明書発効日は 2003 年 12 月 31 日）。

2004 年 1 月、X1 と X2 は子どもたちと一緒に帰国した。

2004 年 5 月 28 日、X2 による分娩の事実が見当たらないこと、ゆえに X2 と子どもたちに法的な親子関係を認められないことを根拠に、X1 と X2 の出生届けの受け入れを拒否するという処分が通知された。民法における母子関係の規定では、子どもを産んだ女性が母親になると解釈されるため、X2 は法的にはその子どもたちの親とは見なされない。

注目すべきことは、この国における現行の法体系が代理母出産に対しては未整備であることだろう。

**この子どもたちは X2 の生物学上の子どもとして認められるべきか？。**

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とと

もに定めなさい。

**YES X2**はこの子どもたちの生物学上の母親である。たとえ彼女が子どもたちを産んでいなくとも、彼女の卵子を受精させている。社会は科学技術の進展による便益を認識する必要がある。

**NO** 社会がこのような技術の進歩を法的に認めないかぎり、必要のない被害を避けるために、この技術の使用は禁じられなければならない。なぜなら、本例のように、両親の国では子ども達は X2 の生物学上の子どもとしては認められず、その上、子ども達が生まれた国でも代理母の子どもとして認められない可能性があるためだ。

## 本ケースについてのノート

### 判決

本事例はその国の最高裁判所で審議された。民法では規定されていない代理母出産については現に行われており今後も行われていくと考えられるため、現行の法体系上で代理母出産をどのように位置づけるかについて議論する必要があると最高裁で結論づけられた。

この問題は医療サービスにおける法制度と親子関係に関する法制度の両側面から議論されるべきである。そこであらゆる現実的な問題に注目すべきである。たとえば生じうる医療問題、医療当事者間に起きうる問題、そして、これから生まれる子どもの幸福に関する問題などがある。

女性は自分と遺伝的なつながりのある子どもを産みたいと心から願うものだという事、同様に他の女性に自分の子どもの出産を依頼する女性の決断が社会に一般的な倫理観として受け入れられるかが考慮されるべきである。この点においては、可及的速やかに法的に策を講じるべきである。

本件においては、子どもたちを自分の子として育てたいという X1 と X2 の願いを当然配慮すべきである。彼らの希望が叶えられるには、彼らと子どもたちの間に法的な親子関係が認められるべきである。現行の民法においても、X1 と X2、そして彼らの子ども達の間には特別養子縁組 (special adoption) を成立させる余地は十分にある。

## ディスカッション 生殖医療

医学の急速な進歩に伴って、様々な新しい医療技術が開発され臨床応用されている。そのような技術的進歩によって、男女が結婚しているいないにかかわらず、自分達の子どもをもつことができなくとも、子どもを授かりたいという彼らの願いを叶えることが可能となった。しかしながら、このことによって予期していなかった多様な法的課題も生じることとなった。

本件の争点である代理母の問題は前述の課題に含まれる。技術的進歩の結果として生じる身分法上の問題は、民法が制定された時代には予期されていなかった。このため、このような問題を扱う条項が民法に盛り込まれなかったことは不思議ではない。

単に民法に定められていないという理由で法的な親子関係を即座に認めないというのは適切ではない。裁判所には、係争中の法的な人間関係に関連した事実の確認を行う義務、そして、現行の民法体系を基盤として、許容されるのであればその親子関係を認める義務がある。

多くの人々が悩むことなく医学の進歩を享受できるようにするために、社会で共通の理解を構築し、その理解を基盤にした法的措置をとるよう努力すべきである。

医療技術の進展に伴い、その適切かつ効果的な利用法とその帰結について、社会の中で検討する必要が出てきた。

代理出産という技術は子どもを授かりたい人の願望の実現を助けている。代理出産がすでに技術的に可能であるという事実が、両親、代理母、そして特に子どもを含めた全ての当事者の権利を守り、彼らの幸福が実現するように、社会でこの技術の法的倫理的側面に対応することを求めている。

世界の国々は、法律やその他の分野から、医療による便益を最大化するための原則、『生命倫理と人権に関する世界宣言』の実践援助、そして、患者に対するさらなる利益の付与を表明すべきである。

代理母協定にはいくつかの倫理的問題があるが、そのほとんどは、生まれてきた子どもの母親が誰なのかということに集中している。ほとんどの国の法律では、妊娠し出産した女性が子どもの法的な母親であると明言している。ゆえに、子どもを身ごもることは出来ないが、代理母の子宮に移植される胚を作るために自らの卵子を用いる女性は、自分自身が不安定な立場であることに気づく。彼女が自分自身の生物学的子供だと考えている子は、

法的母親として、もう一人の母を持つ。多くの国々において、法的な母親が生物学上の母親に子供を譲り渡すことを義務付ける、また、子どもが生まれた時に（代理出産を）委託した母親が（自分の子として）子どもを受け入れるように義務付けるという契約書は作成できない。

前者の状況は、代理母が妊娠期間と分娩を通して子どもとの絆を持つようになり、子どもを手放せなくなった場合に起こりうる。他方、後者の状況は、子どもが重篤な健康上の問題や障害をもって生まれてくる場合に起こりうる。どちらの状況も当事者となる女性にとっては悲惨である。

こういった状況のどちらかが起きて、倫理的に行き詰まった場合、単純な解決策は存在しない。したがって、代理出産のプロセスに入る前に女性が十分に準備することが非常に重要である。専門家との周到な話し合い（カウンセリング）がなければ、賢明とは言えない委託がなされる可能性が増え、心構えができていない状況で好ましくない結果に女性たちが直面する可能性も増えるであろう。